



申10号 『2024年ダイヤ改正及び、大宮統括センター宇都宮統括センター・小山運輸区の発足について』の申し入れ(要旨)

1. 今改正において、京浜東北線における削減された列車を具体的に明らかにすること。

(会社回答) 列車ダイヤはお客さまのご利用状況等を踏まえ設定しているところである。

組) 削減された列車を具体的な時間帯と区間は？

会) 北行カマ～ミウ朝 1 本、17 時台 2 本、20 時台 2 本、南行ミウ～カマ 1 7～19 時台 3 本、21 時台 2 本

組) 旅客は戻ってきているという感覚である。17 時ころから有楽町の混雑が始まる実感がある

会) コロナ以前まで戻って来ていない。年々お客さまのご利用状況を鑑みて見直しているが改正後も 3～5 分間隔で列車運行はされている。

組) 利用者や自治体への周知はおこなっているのか？

会) プレス発表で周知としているのと、さいたま市・蕨市・川口市の各自治体には輸送担当が複数回説明しにしているが不満を言われることはない。

組) 今改正でどのような効果があると見込んでいるのか

会) ご利用状況を踏まえて会社の持続的な成長、総合的に判断して考えている。

組) 夕方のツミ～カマの回送というのが今改正から初めて出来たがどのような考えを基に行ったのか？正直そういった運用は勿体ないと考えるが

会) 乗務員運用の効率性を考えている。ご利用状況を総合的に判断して今回はこのような判断をした。

2. 今改正により他支社で実施される「乗務員による貫通作業について」大宮支社としての今後の考えを明らかにすること。

(会社回答) 必要な教育・訓練は実施していく考えである。

組) どの駅で作業が始まるのか？

会) 詳細はまだ決まっていないが、磯子駅で行うことだけは決まっている。

組) 現時点での詳細はないのか、トライアル等はやっているのか？

会) わかり次第伝える

組) 労働時間の計算はどうなっているのか？

会) 調整中。

組) 今回の取り扱いは労働条件の変更ではないのか？

会) 大きな変更についてはダイヤ改正提案で、細かい部分は現場に周知して分かり次第お伝えしていきたい。

組) 現場では 3 月の訓練で具体的な手順を伝えると 2 月の訓練で既に言われているという事は、この時期まで来ているのだから大方、決まっている事じゃないのか？交渉にならない。軽視しているのではないのか？

会) 3 支社に関する取り扱いなので調整が難しい部分がある。

組) 2 月の訓練では枠外の時間を使って伝える内容ではないと言っていたが、それでは不十分だ。何かが発生してからでは遅い。経営が順調にきているのだから、足元すくわれる様なことが無いようにしたい

会) 断言はできないが、検討していきたいと考える。



申10号『2024年ダイヤ改正及び、大宮統括センター宇都宮統括センター・小山運輸区の発足 について』の申し入れ(要旨) その2

3. 過去に発生した大規模通信障害や震災時において、Joiタブ(D-TAC・運行図表)が使用できなくなった際の取り扱いについて考えを示すこと。

(会社回答) 通信障害時の取り扱いについて、必要な教育を実施してきたところである。

組) 毎回の要求になるが、乗務員は運行図表がないと仕事にならない。通信障害が発生した時のために紙ベースの運行図表が必要だとかんがえる。

会) 通信障害時は、乗務中なら指令または区所より運転通告を受ける。乗り出す前なら、以前のような箱ダイヤで対応してもらおう。

組) 終日使えない場合に運行変更等する場合は？

会) その都度、運転取扱実施基準に則って行っていく。

組) 運転士は乗務中、タブレットの充電が出来ない、モバイルバッテリーも区所によって携行しない区もある。

紙ダイヤを貸与しないのであれば、他区の乗務員が気軽に充電できるスペースをつくるという考えはないか？

また、区によって充電接続部のタイプが違って使えないことも散見されるので把握してほしい。

会) 現場の充電環境については把握した。

組) 様々なイレギュラーが想定されるのでバックアップは空振りになろうとも必要だと考える。

行路毎の携行品に以前使っていたような箱ダイヤを携行させることはできないのか？

会) 意見として承る。

4. これまでの時短行路の設定についての考えを明らかにすること。また今改正において「行路分割機能」を導入する根拠と考え方、時間設定等を明らかにすること。

(会社回答) 多様な働き方の実現のため乗務時間が短時間の行路を設定し、働き方の選択肢を増やしてきたところである。

なお、より柔軟な行路設定・行路選択を目的に導入していくところである。

組) 枠外の時短行路はなくなるのか？各区所の具体的な親行路の数は？

会) 今改正でなくなる。

さいたま運転区 平日5行路 休日6行路

さいたま車掌区 平日3行路 休日3行路 (内訳は平休共に京浜2武蔵1)

大宮統セ(運転) 平日5行路 休日3行路

(車掌) 平日4行路 休日4行路

小山運輸区(運転) 平日3行路 休日3行路

(車掌) 平日2行路 休日2行路

宇都宮統セ(運転) 平日2行路 休日2行路

(車掌) 平日2行路 休日2行路

次号に続く

OMIYA MAIL NEWS



FAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

JR東日本輸送サービス労働組合
JTSU-E OMIYA 大宮地方本部

2024.2.24
No. 027



HOMEPAGE



TWITTER

組) 親行路の乗務員は中抜き時間は待機になるのか? 指示される具体的な業務内容はどのようなものがあるのか?

会) その他時間となるが待機となる。区所に指示内容は任せているので職場判断となる。

組) 育介 A 取得者の技量維持は考慮されているのか?

会) 切り出しづらい部分もあるので、特殊作業の技量維持は訓練やシュミレーターで維持していく。

組) 育介 A 取得者は制度の目的から、送迎できる時間帯に出退勤できないと成立しないと考えている。

その点についてはしっかりこれまで以上に使いやすくなっているのか?

会) 現在取得している乗務員の声と希望を聞いて作成しているものなので問題ないとする

5. 統括センター発足時の基本イメージにおいて、ユニットの垣根を越えた横断的な活躍フィールドとして考えている内容を具体的に示すこと。

7. 将来的にすべてのエリアを統括センターにすることによって、どのようなメリットがあるのか考え方を示すこと。

(会社回答) 2024年3月に新設する大宮統括センター及び宇都宮統括センターにおいては、硬直的な仕事の垣根を越えた柔軟な働き方をさらに推進していくために、系統や事業分野を超え、かつ、社員一人ひとりが成長を実感できるような統括センターを見指していく考えである。

組) 統括センターになってどう業務内容が変わっていくのか?

会) 例えば運転士が駅業務をやっていくというような。横断的な活躍フィールドとなっていくと考えている。

組) 会社の考える理想は全ての乗務員が駅業務を出来ればと考えているのか?

会) 社員個々のスキルや適正、力量をみてになるが、コミュニケーションを図りながら必要な教育をして計画的に進めていく。

組) 動力車免許を持つ車掌が今後もう一度ドライバーとして乗務する可能性はあるか?

会) 可能性としてはあるが、必要な訓練を受けていないと乗務はできない。

組) 免許を持っていても医学適性検査2種を受けていないため、乗務で出来る条件にない社員もいるがどうするのか?

会) 社員の働き方は今後検討していく事になる。

組) 本人から申告があれば、医適2種を受け続けられるようにならないのか?

会) 社員の能力や適性等を見ながら決めていく。

組) 会社の言う「連携と融合」の一例で運転士⇄駅の業務があるというが、勿論、動力車免許を持っている現在は駅員または車掌⇄運転士、勿論必要な教育を受けたうえでの話。矢印が一方通行では「連携と融合」になっていない。

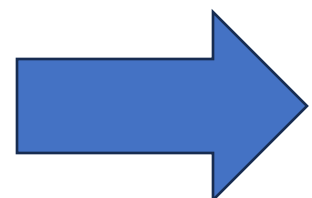
会) 「連携と融合」の考え方からそれは可能である。

組) 統括センターを発足した先の会社の考えている青写真を教えてほしい。

会) これがゴールというものはない。限定せず色々なことをやっていきたい。

組) さいたま車掌区の行路で大宮駅11番線の乗務員詰所を使う行路があるが、大宮統括センター発足に伴い使用できなくなると聞いたが、どういう理由か? 乗務と乗務の合間の時間が20分ほどで時間がない。詰所が必要だ。

会) 廃止後は統括センターで休むことになる。





申10号 『2024年ダイヤ改正及び、大宮統括センター宇都宮統括センター・小山運輸区の発足 について』の申し入れ(要旨) その4

6. 今改正後、統括センター発足により、勤務指定や事務手続き等、現行と変更があるのか明らかにすること。
(会社回答) 勤務の取り扱いについては、就業規則に則り取り扱うこととなる。

組) 事務手続きをする箇所は、統括センターに一か所だけというイメージ化?

会) 企画業務を担うところが主にそういった箇所だと聞いているが、確認する。

組) 現行で職場の事務担当が出来ることが、改正後は出来なくなるという取り扱いはあるのか?

会) 基本的にはないと考えている。

組) 勤務作成、勤務指定はユニットごとで作成していくのか?

会) 乗務割交番規定に則り行う。勤務作成はユニットごとに分けて作成するので、現時点で変更はない。

8. 今改正後、組織体制に不具合が生じた際には、その都度、労使議論を行い対応すること。

(会社回答) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱っていく。

組) 現時点でも、明確になっていない事が、多々ある。今のままでは不安が残ったまま、改正をむかえる。

イレギュラーが発生した時には、その都度、申し入れを行って問題を解決する。

会) 労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱っていく。

ダイヤ改正まであと、3週間…。

交渉の中で、あまりにも不明確な 点が多すぎる。準備不足。

会社は、時間軸を持ってと繰り返し 返し語るが、準備不足の施策は仇 となりかねない。